

資料(3)

特定都市河川指定に向けた検討について

特定都市河川指定について

新潟県土木部河川管理課

1 特定都市河川浸水被害対策法

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔県・市・企業・住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔県・市・企業・住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業・住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業・住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

流域治水関連法の活用（特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進）

〔特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〕（令和3年法律第31号）

- 流域治水を实践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
（国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定）

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

- 河川管理者等 都道府県
- 市町村 民間事業者・住民等

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

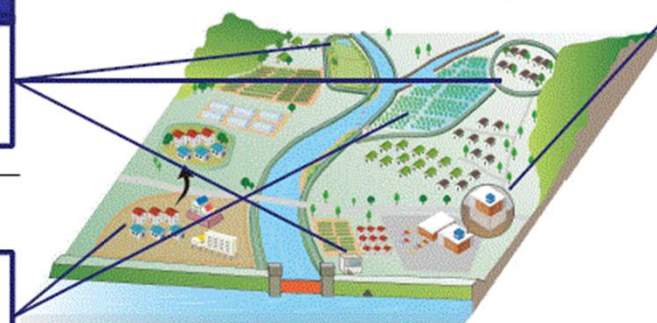
- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ①**貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）
 - 指定権者：都道府県知事等
 - 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
 - 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- 対象：公共・民間、一定規模（**1,000m²※**）以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



- ②**浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）
 - 指定権者：都道府県知事
 - 都市計画法上の**原則開発禁止**
 - 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - 対象：民間事業者等が整備する施設
 - 規模要件：**≥30m³**（条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能）
 - 支援策：**税制優遇、国庫補助**（補助率**1/2**）、地方公共団体の**管理協定制**
 - 固定資産税の減税：課税標準を**1/6-1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準**1/3**）
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
 - 流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

「河川整備の着実な推進」や「水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係わる新たな予算・税制等も活用」することができ、**法律に基づく実効性のある対策を講じて行くことが可能**となる

【主な内容】

- ・ 流域開発による雨水の流出量を増やさない(雨水浸透阻害行為の許可)
- ・ 雨水の貯留・浸透対策により、雨水や洪水の流出量を減らす
(雨水貯留浸透施設の整備、保全調整池の指定、貯留機能保全区域の指定)
- ・ 水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり(浸水被害防止区域の指定)
- ・ 河川管理者等による施設整備の加速化(特定都市河川浸水被害対策推進事業) 等



2 新潟県における特定都市河川の指定

- 令和4年8月の記録的な豪雨により、村上市の坂町地区、関川村の高田地区で著しい被害が発生した。
- 気候変動により、激甚化・頻発化する大規模な降雨の際は、再度、浸水被害の発生が想定される。



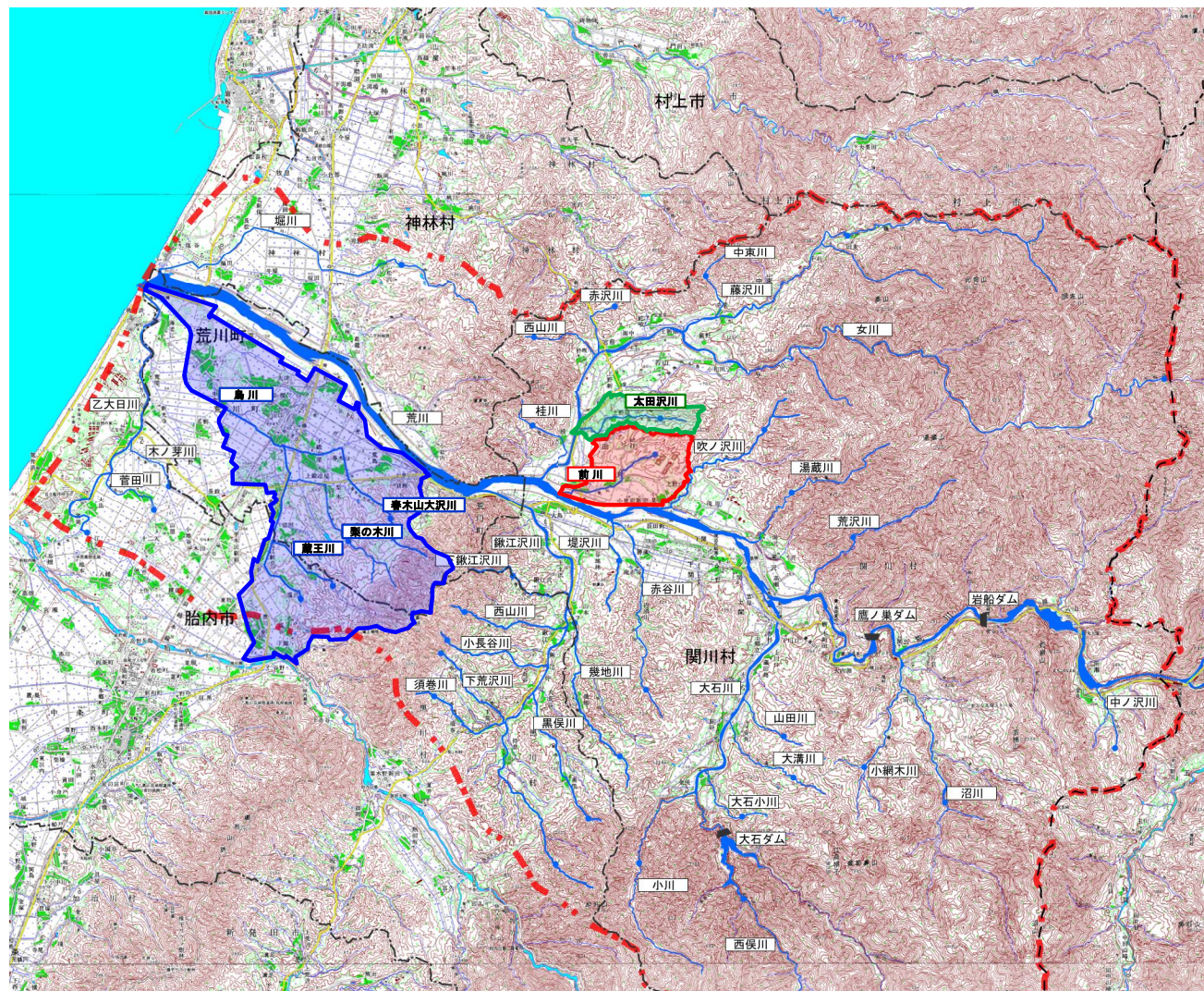
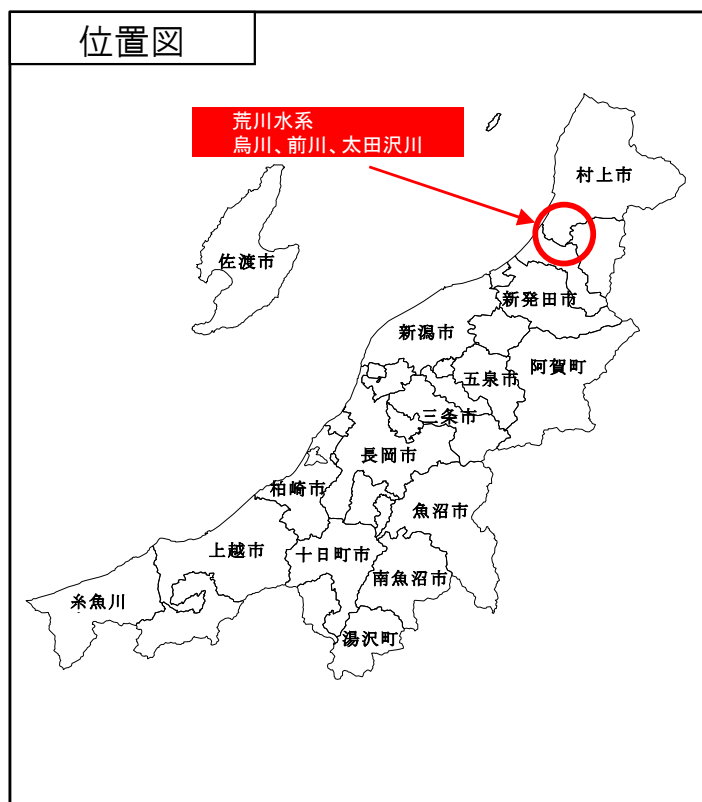
- 記録的な豪雨に対しては、河川整備だけでなく流域全体で浸水対策に取り組む必要がある。
- 開発によって河川へ入ってくる雨水を増やさないようにする（雨水流出を抑制する）必要がある。



- 烏川、前川、太田沢川を特定都市河川に指定し、流域治水の実効性を高める。

特定都市河川指定予定河川

- ・荒川水系烏川(支川春木山大沢川、梨ノ木川、蔵王川):村上市、胎内市
- ・荒川水系前川:関川村
- ・荒川水系太田沢川:関川村



令和4年8月 県北豪雨

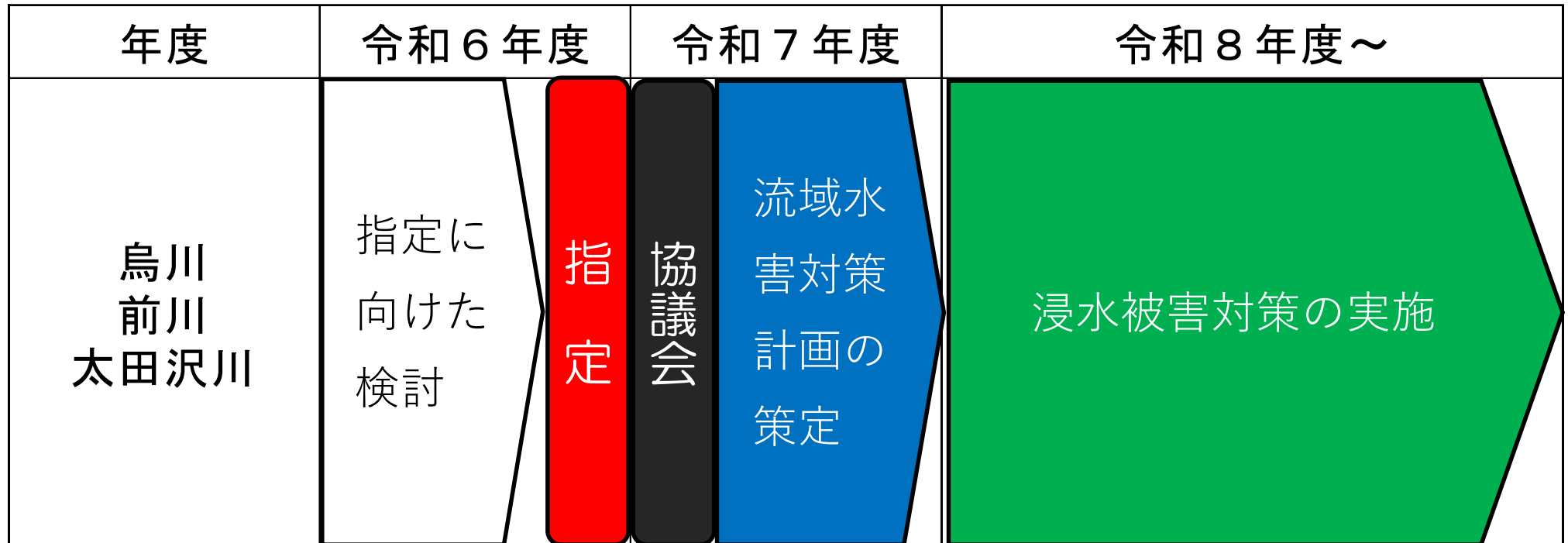
令和6年2月 荒川（下流域）流域治水協議会
特定都市河川指定へ向けた検討開始を宣言

令和6年3月 県ホームページにて特定都市河川指定についてロードマップ掲載

令和6年4月 特定都市河川浸水対策推進事業 新規事業化
・ 特定都市河川指定に向けた調査・検討
・ 流域水害対策計画検討

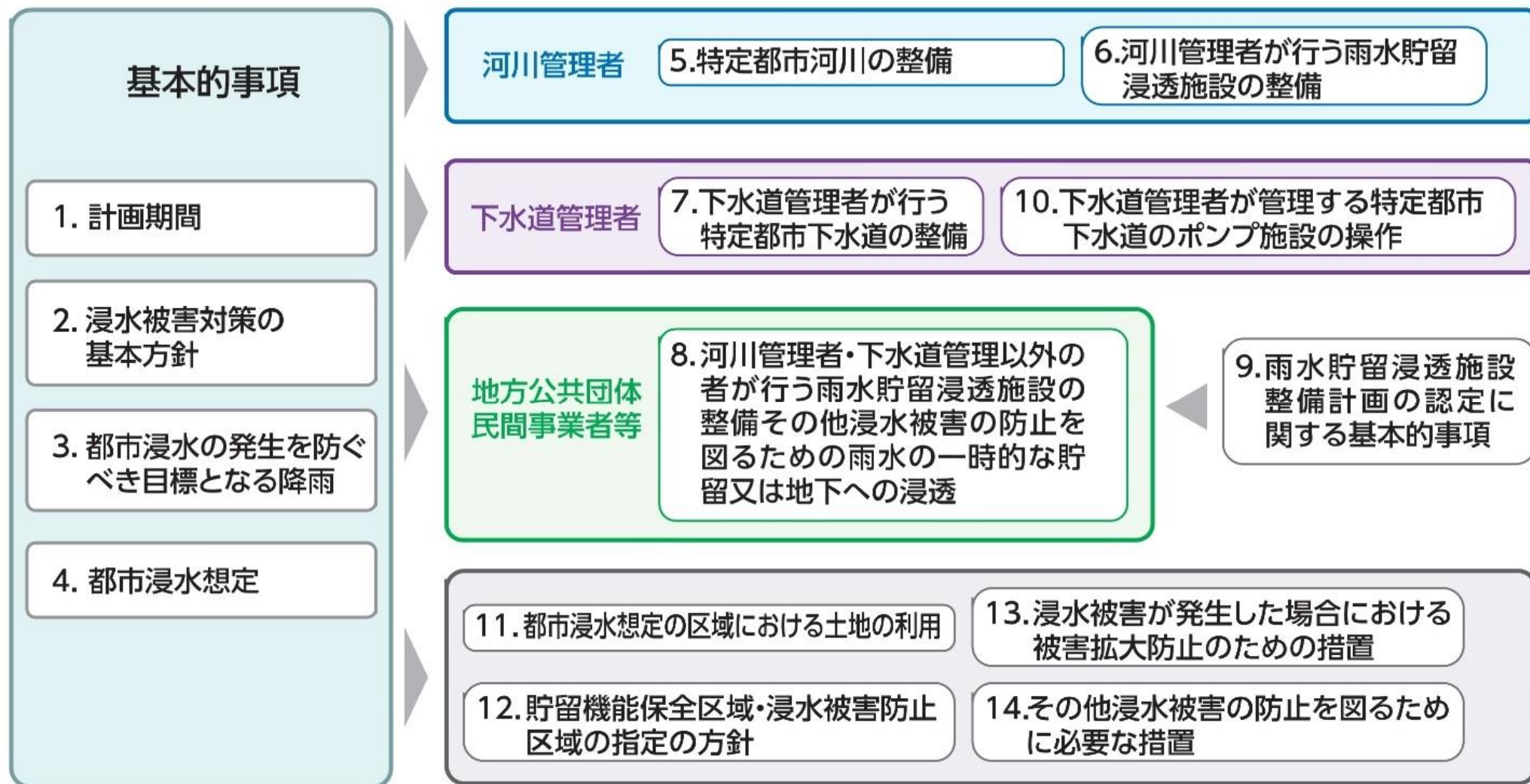
令和6年9月～ 関係者への説明

令和7年3月 特定都市河川指定（予定）



○特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）



乙大日川指定の必要性

- 令和4年8月県北豪雨時、乙大日川においても、水位が高い状況となり、床下浸水が26件発生している。
- 気候変動の影響により、激甚化・頻発化する水災害に対し、流域一体で取組む必要がある。
- 乙大日川を特定都市河川に指定することで、烏川、乙大日川流域一体で、治水安全度の向上が見込める。

